

第二章 指導監査（検査）の結果

1 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第22条）設立された特別な法人であり、法人税法上では公益法人等とされ、非課税の優遇措置があります。社会福祉法人は地域社会において、各種の社会福祉事業を提供するほか、地域における公益的な取組を実施する責務も有しており、地域福祉の充実・発展を使命とする公益性を有した民間の組織です。さらに、社会福祉法人には「経営組織のガバナンス強化」・「事業運営の透明性の向上」・「財務規律の強化」が求められており、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保のために、指導監査（検査）を行う所轄庁の役割は重要となっています。

（指導監査のポイント）

・役員選任関係書類の整備

区は、社会福祉法人の評議員・理事・監事が適切な者であることを確認するため、履歴書等の書類をチェックします。

・定款に従った審議

区は、定款及び社会福祉法に従った事業運営や意思決定が行われていることを確認するため、評議員会・理事会の議事録等をチェックします。議事録は経営組織のガバナンスを確認するための重要な書類となります。

・計算関係書類の適正な整備

財務規律の強化のためには、会計処理及び計算関係書類の作成が適切に行われることが前提となります。

・適切な情報提供

区は、事業運営の透明性を確認するため、現況報告書や計算書類等が備え置き・閲覧・公表されていることをチェックします。

平成25年度から、主たる事務所が大田区内にある社会福祉法人であって、その行う事業が大田区の区域を越えないものについては、所轄庁が東京都知事から大田区長に変更になりました（社会福祉法第30条第1項）。大田区長が所轄する社会福祉法人の数は、以下のように推移しています。

大田区長が所轄する社会福祉法人数の推移

（各年度4月1日現在）

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
法人数	18	18	19	19	19

大田区長が所轄する社会福祉法人の一覧については、第3章資料編資料2（P.23）をご覧ください。

(1) 平成 28 年度実施状況

所轄する社会福祉法人 19 法人のうち、10 法人に対して実地指導を行いました。

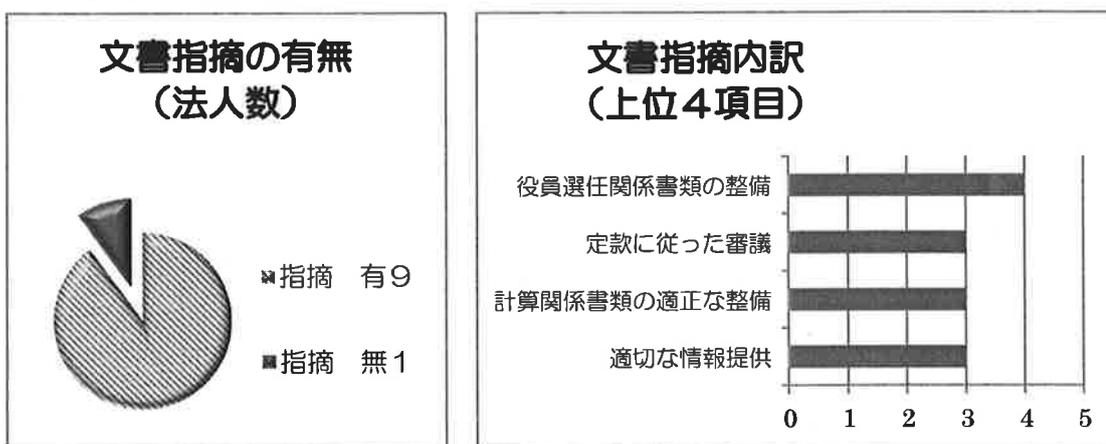
(対象法人数は平成 28 年 4 月 1 日現在)

対象法人数(a)	指導検査数(b)	うち文書指摘法人数	実施率 (b/a)
19	10	9	52.6%

平成 28 年度時点の制度では、所轄する社会福祉法人に対して原則として2年に1回、実地指導をすることとされておりました。なお、平成 29 年度以降は、指導監査の標準化に向けた国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」の制定に伴い、原則として3年に1回、指導監査を実施することとなりました。

(2) 主な指摘事項

以下に記載した指摘事項は平成 28 年度の「大田区社会福祉法人指導検査実施基準」に基づくものです。平成 29 年度以降は国の「指導監査ガイドライン」を適用しております。



指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 役員（※1）選任関係書類の整備・・・4法人</p> <p>◆ 役員選任要件は、役員在任期間中継続して満たしている必要がある。任期中に役員の履歴書を毎年更新しておらず、役員選任要件を継続して満たしていることが未確認となっている事例があった。</p>	<p>当該法人は実地指導後速やかに、履歴書に変更がないことについて各理事に確認し、必要に応じて更新しました。役員の選任区分を満たしていない役員はいないことを確認しました。</p>
<p>➤ 定款（※2）に従った審議・・・3法人</p> <p>◆ 当初予算に計上されていない工事を実施する際、補正予算の議決を行う前に契約を締結していた事例があった。</p>	<p>当該法人は、今後予算が必要な案件は、事前に事業計画に盛り込み、年度予算に計上するとともに、年度途中で対応が必要な緊急の案件が発生した場合には、補正予算を議決後に実施することとしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
▶ 計算関係書類（※3）の適正な整備・・・3法人	
◆ 計算関係書類が会計基準等に沿って作成されていない事例があった（計算書類の様式不備、会計処理の誤り、注記の記載内容が不明瞭、計算書類間の金額の不整合、附属明細書の誤り等）。	当該法人は、来期の計算関係書類の作成にあたって、会計基準等に従って計算関係書類を整備するよう改善することとしました。
▶ 適切な情報提供・・・3法人	
◆ 法人が事業所に備え置いて閲覧に供する書類や、ホームページ等で公表すべき書類が未整備の事例があった。	当該法人は、備え置き対象の書類を整備し、事業所において閲覧に供しました。 また当該法人は、インターネットによる公表が求められている書類を、法人ホームページに掲載しました。

（用語解説）

- ※1 役員・・・社会福祉法人の役員とは、理事及び監事を指します。
- ※2 定款・・・定款（ていかん）とは、社会福祉法人の目的・組織・活動等を記載した書面で、社会福祉法人の根本となる規則です。各法人のホームページにおいて公表されています。
- ※3 計算関係書類・・・平成 29 年度会計基準省令において定義されました。内容としては、計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）と、その附属明細書を指します。

